

一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

舟 沢 茂 樹

はじめに

今立郡岡野村（現在鯖江市神明町）の農民山森助左衛門は「大政官御代由緒書付帳」という記録を残している。本書は幕府の瓦解した慶応四年から廃藩置県のあった明治四年までの記録であり、半紙判三十五丁の小冊子ながら、支配層の更迭、村方制度の改革、当時の世相等をよく伝えている。

当時山森は五人組頭をしていたにすぎないので、本書は村役人の職務上の記録というより、一農民として記したものとみることもができる。庶民の視点から見聞したものであるため、事実誤認や説明不足の箇所も多いが、一面その時代を生きた人の証言としてユニークな史料の価値をもっている。そこでこの史料をもとに他の同時代人の記録と比較検討しながら、誤りを正し、足ら

ざる点を補い、当時の状況をこの小論において復原してみることを試みた。

比較検討に主として用いた諸書は次の通りである。

鈴木準道 「御触書写」（慶応4～明治

6）全一冊

坪川武平 「福井藩御役輩記并御布告」

（明治3～4）全一冊

同 「本朝政府并福井県御布令」

（明治4～5）全一冊

千秋鶴巢 「御用日記留」（慶応4～明

治4）四冊

右の筆者について簡単に説明しておきたい。

鈴木準道は通称拾五郎、福井藩士。慶応四年閏四月郡奉行を拝命以来一貫して民政官の地位にあり、福井藩民政局大属を経て、廃藩後は足羽県権典事として聴訟課の長であった。鈴木は職掌上「民政録」（慶応4）、「郡宰心得方大概」（慶応4）、「公私録」（慶応4～明治2）等の貴重な手記を残している。

坪川武平は足羽郡種池村（現在福井市種池町）の農民で、坪川家は代々庄屋を勤めており、彼も庄屋であったが、後に足羽県

の戸長となった。

千秋鶴巢は丹生郡乙坂村（現在朝日町乙坂）の人で、千秋家は代々鯖江藩の大庄屋であった。鶴巢は明治三年より郷長となっている。

上記の筆者達の居住地は福井城下をはじめ、足羽郡・丹生郡・今立郡と区々であるが、いずれも隣接しており、地域としては一応まとまっている。

また、種池村は福井藩領、乙坂村は鯖江藩領、岡野村は幕府領とわかれているが、このことは明治維新に際し、旧幕府領、大・小藩領の住民がいかにかこれに対処したかをしるのに有利である。

さらに鈴木木の記録が支配者側であるのに対し、他の三人は被支配の立場にあったが、それでも千秋は大庄屋（郷長）、坪川は庄屋（戸長）、山森は一農民とその地位に相違があり、そのことが記録の内容に反映している。

さて、本稿の構成であるが、まず山森の記録の内容を十六の項目に類別し、その原文を括弧『』の内に紹介した。項目の配列は編年順である。ついで山森の記録を他の諸記録によって訂正・補註し、明治維新

当時の岡野村の状況及び同村を中心とする地域の支配関係、行政組織を明らかにすることに つとめた。

原文の紹介に当っては忠実を旨としたが、誤字・宛字・仮名表記の言葉・誤読の恐れある文等には註を括弧「」内に示し、衍字は削除した。文中の句点も最少限にとどめ、文末には一字あけ、適宜改行をおこなった。また、文章の冒頭に○印のあるものは前文と記載頁が異っていることを示している。

なお、本稿に用いた日付はすべて太陰暦である。

一、本保代官所

『慶応三年卯年迄、飛驒国高山御郡代新見内膳御代官所』

越前国丹生郡本保村御陣屋

新見内膳御手代

元（繪） 大田原慎蔵

加判 常川左内

桑原慶助

大田原慎吾

黒沢

本保割元 助八

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

岡野村（旧称嶋村）は福井より三里、本保村（現在武生市本保町）より二里の地点にある。同村は貞享三年（一六八六）まで福井藩領であったが、同年福井藩が半知に減封されたことよって、以後幕府領となり、長く本保御代官の支配下にあった。しかし、岡野村に隣接する三村はいずれも変ることなく福井藩領であった。

さて、越前国内の幕府領には飛驒郡代の兼掌する本保代官支配地と福井藩領所とがあった。本保代官の支配地は丹生・南条・今立・大野四郡のうちと白山麓を合わせた四〜六万石であった。丹生郡本保村の代官陣屋には本文にある通り元締以下の役人が常駐していた。

本保代官の支配は幕府の大政奉還によって終止符をうたれ、岡野村においても慶応四年一月二十一日南北両村境にたっていた「飛驒御郡代新見内膳御代官所」の勝示杭が取り除かれていた。新見内膳は慶応二年四月大御番組より飛驒郡代となったが、同四年四月二十四日付で御役御免となつてゐる。

割元というのは手代を補佐する役人で、本保村の農民河野（輔八）家が世襲してい

たようである。助八とあるのは輔八のことであろうか。

二、越前国内の幕府領廃止と福井藩預り

『慶応四年二月八日福井役所御触写』
飛驒郡代新見内膳支配地越前国高六万四千石余当分御預々所被仰出候旨前月二十五日於江戸表被仰渡候処今般於京都右同断支配地村不□御預と相成候ニ付当分取締向方端差配可致様被仰出候 郡中村々此段急度可相心得者也

辰二月八日

郡役所

○慶応四年八月

辰年八月御高御田地亀絵図福井御預役所、相納申候

○明治二己三月本保御預所が御料御預地民政局ニ相成申候

福井藩庁の記録「御勤向御用日記」慶応四年二月二日の条に越前少将（松平茂昭）宛として「越前国旧代官新見内膳是迄之支配地今般御領、相成候ニ付当分其藩ニ取締被

取締被

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

仰付候条万端早々大政官に可申出候事」とある。福井藩預りは明治四年一月本保県が設置されるまで続いた。本保県については「十三、本保県」で詳述する。

本文に「明治二年三月御料御預地民政局ニ相成」とあるが福井藩の記録では御領民政局となつている。明治二年二月の藩制改革によって旧来の寺社町奉行・金津奉行・郡奉行の所管事務は民政局が担当することになった。民政局は市民政局・郡民政局に分かれ、それぞれ幹事以下の職員が配されたが、御領民政局は郡民政局幹事の支配に属していた。福井藩の藩制改革については第五項で述べる。

三、北陸道鎮撫使下向

『慶応四年辰二月二十六日鍋嶋肥前守御通り時郷人足岡野村江十五人初而浅水宿へ取申候ニ付書記置もの也』

御勅使 四条様

高倉様

右之通り御名前之御方江戸御公儀様御せ
いばつ^(代)ニ而御下り国々御大名御さいそく^(征)ニ御
下り被成候哉ニも承申候

此時御供之御名前

安芸国ひろ嶋 浅野安芸守

御高四十二万六千石余

若狭国小浜 酒井若狭守

御高十万三千五百五十八石

肥前国佐賀 鍋嶋肥前守

御高三十五万七千石余

右肥前守様二月二十六日御通り被成候

右通り慶応四年辰二月十五日右之御供ニ而

御通り被成候 福井西御坊ニ而同二十八日

迄御逗留

四条様高倉様馬上ニ而御通被成菊御紋付赤

御織^(織)四本

○慶応四年辰八月十五日高倉様病死ニ而御
通り被成候 乍恐申事ニ而無御座候へ共越後
国いくさ^(戦)ニ而うたれ候哉ニも承候 』

慶応四年一月九日従三位高倉永祐は北陸

道鎮撫総督に任命され、その副には参与四

条隆壽の養子隆平が任せられた。本文に「

四条様高倉様」とあるのはその順序が逆で

ある。

北陸道鎮撫使の兩名が京都を出立したの

は一月二十日のことであつた。福井藩主松

平茂昭はその先鋒の内命をうけたが、宗家
徳川氏に対する立場もあつたので「薄地疲
弊之国柄父子両途之御奉公相勤候程之国力

兵数何分ニも行届不申……」と養父慶永（
春嶽）が議定兼内国事務総督の重職にある
ことを理由に固辞した。その代りに先鋒を

命ぜられたのが小浜藩である。福井藩内の
空気としては戊辰戦争を薩長と佐幕派の私

戦とみていたが、政府の度々の催促により
六月下旬やむなく参戦した。

北陸道鎮撫総督の高倉三位は会津征討総
督も兼ねることになったが、六月二十七日

高田の陣営で病歿した。

さて、この勅使下向の費用として越前国
内の諸藩が負担した総額は千秋鶴兵衛（後

に鶴巢）の御用日記によると銀二千三百三
十貫であり、高一石に三匁六分余の割であ

つた。福井藩が最も多く銀千六百七十七貫
余、鯖江藩で百四十七貫余であつた。

また、人夫の徴発も行われたが、四万石
の鯖江藩では二百四十人を出しており、こ

の夫役は十五才以上六十才未満の者から籤
引きで選ばれ、一日七合五勺の手当が支給

されている。

北陸道における公用人馬の需要が急増し

たためか、明治元年十月二十日付で「今般御一新ニ付宿々助郷之儀被仰出……」と助郷制が令せられている。

* 「御勤向御用日記」(慶応4)
* * 「御用日記留」(慶応4)

四、岡野村の年貢

『慶応二年十一月 御廻米中札

新見内膳御代官所越前国今立郡岡野村
米主 助左衛門
米見 吉兵衛
枅取 四郎左衛門
庄屋 円次郎
寅御年貢米四斗入
右之通相改候処相違無御座候以上
新見内膳
寅十一月 手代大田原慎吾

右者御年貢米三國御蔵所ニをいて御改相濟候上、右之中札、米主名前倭へ一俵ニ一まい、中札さし入申候

右之御年貢米四斗入と有之候京升ニ而相納可申候 是ハ御公儀様之御升ニ而御座候

舟沢

一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

松平越前守様之京升ハ御公儀様之京升ニ而はかり候、四斗一升程ニ成申候 越前守様之京升ハ米一升程のこみあり申候

○慶応三年 本保御役所卯年御年貢米御触

御廻状写

米四十二石七斗九升六夕八才 本途米
 同十石九斗五升八夕 夫米
 同一石六斗六升一夕一才 口米
 〆五十五石四斗三合八夕

此米百三十八俵二斗三合八夕
右者御廻米其村当卯御年貢米辰江戸御廻米割賦書面之通り候条御米撰之方ハ勿論繩倭ト入念俵小口十三かゝりいたし□る籠略無之様相立、手本米之義ハ上中下三段ニ撰分け一袋米五合程、入来辰正月十八日ハ晦日迄無相違吟味可請候
追而為改、出役差出候条可得其意候 此廻状名下受判早々順達

右之二通共慶応三卯十二月飛驒御郡代新見内膳御代官所御触ニ御座(候)ニ付書記可申候

岡野村の村高は二百十九石で九町五反の反別であるが、これは慶長三年の太閤検地

による打出高である。元禄八年の村鑑に「太閤様御検地、竿奉行伊東丹後守殿」と記されている。田高をみると上田四町五畝(石盛二石五斗)、中田二町六畝(石盛二石四斗)、下田一町一反(石盛二石三斗)である。

年貢率は二割前後が多く、定免の場合の取箇は四十二石七斗九升余であった。明和年間以後は定免の年が多いので、この慶応三年の本途米(物成)も岡野村の標準額とみてよい。

ここには本途米の他に夫米・口米のみがあげられているが、貢租には上記のもの以外に小物成(糠代・藁代)・伝馬宿入用・蔵前入用等も賦課される。慶応三年の岡野村の年貢上納額は明らかでないが、同じ石高の丹生郡嶋寺村の明治元年の年貢皆済目録(写)により試算すると、物成以外を永に換算して米四十二石と永九十三貫余となる。

嶋寺村は岡野村の北西約六軒で天保四年の郷帳によると村高は千二百余石であるが、幕府領と福井藩の分郷になっており、幕府領が岡野村と同じく二百十九石で、さきの皆済目録も旧幕府領のものである。

さて、山森記録に幕府と松平福井藩の京

舟沢 一農民の記録より見たる明治初年の改革とその村の状況

枡の枡量に相違のあることを指摘しているが、俵についても福井藩では名目で四斗入一俵のものを実際の御蔵入米の俵では四斗五升六合を一俵としていた。つまり福井藩では枡、俵ともに名目と実収に相当の差があり、幕府よりも厳しく年貢増徴を行っていたことが想像される。

このような容量の不統一は新政府によって当然是正されねばならないが、明治五年九月三日附で「貢米俵入之儀当王申ヨリ一俵四斗二升入可仕立旨公布有之候間此旨可相心得事」と触があった。

*「御触書写」

五、福井藩の藩制改革

『明治二巳年より越前守様を殿様、申候を改名有之知事様申唱其外御家老御用人御目付御勘定奉行郡奉行山方奉行水奉行御納戸奉行御代官奉行此御代官と申へ百姓御年貢米御取立御役人也町奉行と申へ、寺社奉行兼御勤被成候川除奉行御□請方は、□き御改御役也御郡奉行きんみ役右之外、色々名有之候へ共略之

右之御方之名、相捨たり申候ニ付書置可申候尤日本国中御大名不残右之名、相す

たり申候

○明治二巳十二月御家中不残高四千五百石高六百石迄、御地頭又高五百石高百石迄、わたり地頭と唱其外二十五石五人扶持高十八石三人扶持迄、御扶持人御蔵米御渡ニ相成申候 此年より不残御扶持人と相成申候御地頭之儀被取上申候
此年より御荒子之儀御取上ケ被成是を相捨り申候

○巳年御せき名御高知御^寄合番外大番六番新番

右是迄名よりて上下之分ちも有之候へ共巳年より上下無之に相捨り申候ニ付書置も也

明治二年は藩制大改革の年であった。改革の経緯を月を追って述べてみよう。

明治元年十月公布された藩治職制をうけて翌二年二月十日福井藩では藩制改革が行われた。旧来の家老職以下の藩政組織は七局の新職制(幕政局・民政局・司計局・軍)に改組され、執政・参政・公儀人以下の新規の官職が設けられた。これらの官職には等級が定

められ、士分以上は五等官以上の職につき、小役人より御目見以上は六等官、御目見以下諸組(足輕)は七等官の職を与えられた。この二月改革では従来の席合・格式(門閥制度)は改められることなく温存された。しかし、藩治職制は門閥制度の廃止を目標としていたから、人材抜擢は制限されていたものかなりに行われた。例えば大番組出身の村田己三郎(後に氏寿)は二等官の参政となった。彼の士分としての席次は七十九番目であったが、その官職の順位では八位であり、御礼席は非役の高知(最高の家格)の上位にあった。

新旧役職名のいくつかを例示すると次の通りである。

・執政職(一等官) 旧御家老・守城管事(一等官) 旧御城代・司計局幹事(二等官) 旧御奉行・内務局幹事(二等官) 旧御側頭取・監察(三等官) 旧御目付・掌政堂記録(五等官) 旧御内用右筆・民政局庶務方(五等官) 旧御代官役

さて、明治二年六月諸藩の版籍奉還が行われ、藩主は知藩事に、官途にある藩士も地方官として大少参事・大少属・史生となり、太政官の官制表に格付けされることに

なつた。例えば副執政の一人である小笠原幹は八月二十五日付で福井藩権大参事に任ぜられている。また、鈴木準道（当時拾五郎）も同年十一月二十一日付で民政局承事（三等官）を免官となり、同日付で民政局権大属となっている。

明治二年十月、藩士の身分は士族・卒族の二階に分けられることになり、従来の士分は士族となつた。小役人以下諸組までは卒族となり、荒子等の小者は藩籍を離れ平民となつた。陪臣については武生本多家の物頭以上が例外的に士族に編入されたほかはすべて卒族である。この士・卒それぞれはその階級内では給祿順の序列となり、家格の高下は無視された。士分の格式として厳然と存した高知・高家・寄合・番外・番組・新番の班次はここに廃止されたのである。版籍奉還後の藩政組織にあつては旧慣にとらわれることなく、積極的に人材登用が行われ、士・卒・平民の差別も一応排せられ、能力主義が原則となつた。一例をあげると旧高知席稲葉俊之助の家来であつた岡田準介（卒族）は明治二年十一月司計局大属となり、同四年二月には少参事に累進している。また、平民の松井耕雪も明治二年

十一月民政局権大属となつてゐる。これに対し旧門閥層の没落も急速であつた。慶応年間、武官の最高位である御軍事奉行であつた大谷丹下（旧高知席）は明治三年五月に第一大隊四番小隊に属する一介の兵士となつてゐる。これは大谷に限らず、旧門閥層の多くが辿つた運命であつた。主従の地位はまさに逆転したといえよう。

明治二年十一月の給祿改訂もまた旧門閥藩士にとつて手痛い改革であつた。二万石本多家の九割削減を筆頭に、四千五百石の狛家八割減、以下逓減して百石の知行取で三割減となり、減祿率最低の六石二人扶持以下の輕輩の給祿は僅か一步の減で殆ど影響はなかつた。また新給祿制は知行・切米・扶持米の別を廃し、すべて俵数取に改められた。知行、とりわけ六百石以上の地方知行の廃止は封建制度の終熄を如実に物語つてゐる。

この給祿削減は一方では官祿の支給となつて、官職にあるものの生活を保証した。大参事の年給二百九十六俵を最高とし、権少属では二十八俵と非常に格差があつた。

（註）福井藩の藩制改革については松平文庫蔵の同藩史料「新任官員履歴表」「福井藩

職員録」「福井藩職制録」等の史料を参考にした。

六、戸籍御改書上帳

『此時（明治二年三月）も宗門人別御改帳が切支丹宗門御改帳相成申候
明治三年庚午正月も切支丹宗門御改帳が戸籍御改書上帳と相成申候』

旧来の「宗門人別改帳」と明治二年三月の「切支丹宗門改帳」とでは名称が改められただけで内容に異なるところがない。ところが明治三年正月の「戸籍改帳」になると寺の宗判が不要になつたばかりかその記載様式にもかなりの変更がみられる。

しかし、宗門改帳が戸籍改帳に改められたといつてもこの時点で法制的に宗門改が全廃されたのではなかつた。千秋の「御用日記留」（明治3）によると「御一新^ニ付従前の宗門御改帳五人組帳之儀、是^レ戸籍と改替被仰出候 尤宗門御改帳之分は当午^ノ子迄是^レ七ヶ年^ノ目ニハ宗門御改帳差上可申候其間之年々は差上不申事ニ相成候且戸籍之分、年々差上可申事」とあり、宗門改が毎年の調査から七年目毎の調査に改

められたことがわかるのである。

七、大庄屋・村方三役の廃止と新政組織

『明治三年二月六日里長水落宿新左衛門方へ庄屋方へ有之村雑用長并指引長迄不残長面被引上候事 此時々村方庄屋長百姓惣代此名へ相捨り申候

但郷長ト申へ是迄の大庄屋之類也

里長ト申へ是迄の庄屋之類也

村長ト申へ是迄の長百姓類也

同三月ニ右新左衛門里長へ相かわり吉江西番権平と相成申候

○明治三年越前国第一郷第十三郷迄御定被成候 尤岡野村へ第三郷と相成申候』

明治三年二月福井藩民政寮の改革が行われ、大庄屋及び村方三役を廃止し、新たに郷長・里長を設けた。市部でも坊長・肆長が設けられている。この郷長・里長は本文にあるように大庄屋・庄屋の名称を改めただけのものではなく、その管轄区域が拡大されている。

福井藩支配地（預り地共）のうち、在方は第一郷より第十一郷に区画され、各郷に

郷長一名と所によつては差添一名がおかれ、山森記録に「第一郷第十三郷迄御定被成候」とあるのは誤りである。郷の規模を第五郷を例にみると村数百二十三ヶ村、石高三万四千石であるが各郷の村数・石高は大小さまざまで一定していない。この郷は翌四年二月六郷に整理された。

さて、この郷の下には十ヶ村前後で組合村がつくられ、組合村毎に里長がおかれ、この里長を補助するものとして、村々に村長がおかれ、村内の取締りに当った。

各郷には郷会所が設けられ、旧代官に相当する民政寮庶務方の役人がその責任者となっていた。「郷会所規則」に「一、郷里長之内一人ツ、御用之有無ニ不抱相詰候事」とあり、郷中の諸事は上記の諸役人が管掌した。

郷長・里長は年給として前者は二十俵、後者は十二俵を支給され、郷長は役中苗字帯刀を許され、里長は椽上御免の格式であった。

鯖江藩でも明治三年三月、大庄屋を郷長と改めた。即ち「今般戸籍法被仰出候ニ付郷中之従前之六郷を六区ト改郷長ヲ戸長と相改候此段可相心得事」というのがそれである。

領内の区割は福井市中が第一区より八区迄、武生が第十三区、三国第十五区、在方は第九区、十二区、第十四区、第十六区の六区であり、各区に一名ずつの戸長が任命された。（但し福井市中では一區に三名の戸長がおかれていたところもある）

この区の中にはいくつかの組合村がつくられ組合惣代がそれを総括した。例えば第十一区を例にとると、第一番組より第十一番組まで十一名の組合惣代があり、岡野村は第十一区第五番組の組合惣代水落村清水新左衛門の組下であった。

この改革で前年二月に一旦廃止された村方三役が再び復活されたようである。足羽郡西谷村の明治四年二月と同年八月の「戸籍改帳」を比較すると、前者では「村長源内」となっているものが後者では「庄屋七郎与衛門、長百姓忠与衛門」の名で届けられている。岡野村でも同じ頃村長関口五平が庄屋関口五平に改められている。

戸籍法にもとづく改革は鯖江県でも明治四年七月に施行された。鯖江県内を七区に

分け、各区に数名の戸籍掛を戸長としておいた。そのためこれまでの戸長は元の五人頭に再び改められ、里長も村長惣代となったが、郷長・村長・村長補は存続した。

このように廃藩置県前後に戸籍法による戸長制が各地で実施されたが、福井藩と鯖江県の例でもわかるようにこの戸長はそれぞれの地域の事情によりかなり性格の異なる

ものであった。それが紆余曲折を経て次第に全国的に統一されたものになっていくのであるが、その過程で一度復活した村方三役も明治五年四月再び廃止となった。

(第1表) 明治3年2月 福井藩郷長一覽

郷	郷長	郷会所	郷	郷長	郷会所
一郷	国兼村 高橋 慎一	今庄会所	七郷	合月二ツ屋村 大谷 国太郎	松岡会所
二郷	市野々村 奥村 治郎一郎	粟田部会所	八郷	下兵庫村 野村 勘左衛門	森田会所
三郷	本保村 河野 治郎	本保会所	九郷	波寄村 杉田 仙十郎	大瀬会所
四郷	浅水村 鈴木 平左衛門	東郷会所	十郷	大牧村 坪田 慎之丞	金津会所
五郷	笹谷村 渡部 与四郎	浅水会所	十一郷	牛首村 山岸 亀十郎	大味会所
六郷	木本領家村 杉本 弥三	友兼会所			(不明)

*「御触書写」

**「御用留」(矢尾八平 明治3)

***「福井藩御役輩記并御布告」

八、岡野村と新政府

『明治三年年々高百石ニ付米三俵ト人足三十人相増申候 尤小役銀の方へと申候得共鳥羽野新町之儀ハ諸役御免許之村柄ニ而小役銀の方へと申百石ニ米三俵ニ人足三十人取立方不当之仕方ニ而御座候間一伯様御心ニもそむき鳥羽野新町之者共難儀仕候

○明治三年九月十二日御引立御役人荒川平

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

吉様差す致上河端村村長四郎左衛門申付引立人三十人行て岡野村中かげ切と唱竹木不残引立人ニ被下候□被出候ニ付村長付添引立人三十人来り而切取行申候 尤岡野村方は三十人之賄方被仰付候ニ付米一俵半入用可申候□彦平ひいをこはし五左衛門ぎやをこはし村中荒し岡野方ニ而爪銀つもり方ハ銀五十貫刃斗りついへニ而御座候間書置申候 此儀ハ荒川平吉里長水落新左衛門上河

(第2表) 明治4年6月 福井藩在方戸長一覽

区	戸長
九区	二ツ屋村 大谷 国太郎
十区	上東郷村 岩佐 伝之進
十一区	粟田部 木津 群平
十二区	国兼村 高橋 慎一
十四区	蒲生浦 青木 勝左右
十六区	下兵庫村 竹内 源衛門

端村村長四郎左衛門右三人之もの共之いたすらもの也』

明治三年一月福井藩民政寮より鳥羽野新町に対し「鳥羽野旧来除地之分一円今般御用地に被仰出候事」の命令が出された。その理由としては版籍奉還をしたため旧藩時代の除地の名目がたなくなつたからだとしている。この年正月、福井城下でも従来

舟沢 一農民の記録より見たる明治初年の改革とその村の状況

無地子であった町地に地子が課されていた。合十二軒の業者があり、新町の中心をなしていた。

鳥羽野新町は岡野村・田所村・五軒町村(田所の寄合村)・鳥羽中村・中町村(中町の寄合村)・西鳥羽村(野尻村)・一里塚村(西鳥羽の寄合村)の八ヶ村で構成されている。この新町は元和年間福井藩二代松平忠直(号一伯)の命によって当時原野であったところが開発されたもので、それに協力した新町の居住者には屋敷地除地、諸役免許の特権が与えられた。

旧藩時代許されてきたこの特権が必死の歎願も空しく廃止されることになり、本文にもある小役銀(夫役の一種)が課されることになった。また、「鳥羽野新町難儀由緒書付帳」(明治4)によると、同年二月より六月頃にかけて検地が行われ、その結果屋敷除地之分二町一反余、寺除地一町余、見取畑三反九畝が改出となり、翌四年九月より年貢を課された。

鳥羽野新町は北陸道に沿った村で三十六名の商工業者が居住していたが、彼等にはじめて運上銀が課されたのも明治三年十二月の事であった。岡野村には酒屋米屋各二軒、瓦屋豆腐屋麴屋各一軒、小商人五軒都

本文の後段で役人の秕政が指弾されているが、その責任者荒川平吉は民政寮少属で第三郷本保会所の庶務方であった。民政寮庶務方は旧代官に相当する役職で、荒川は明治元年十月代官に就任以来この職にあつた。

いずれにしても維新後の岡野村は御難づきであり、村民は諸事改悪の愁うべき時世とみていたことであろう。

*「御触書写」

九、宿駅・関所の改廃

『明治三午年府中を改名武生と唱申候白鬼女改名白川村と唱申候』

○明治三午年水落宿上鯖江宿右両宿相すたり可申候 是乃浅水宿乃武生迄相つき申候

○明治元辰年日本国中御関所相すたり申候 尤越前国ニ而板取宿御関所ニツ屋宿御関所細呂木宿御関所右三ヶ所共当御国ニ而相すたり申候ニ付書置候事』

宿駅の改革は鈴木木の「御触書写」による明治三年三月に行われている。越前国の幹線道路北陸道は近江国境板取駅より加賀国境細呂木駅までに十五の宿駅があつた。明治三年にそのうちの五駅(湯尾・脇本・今宿・水落・上鯖江)が廃止になつている。

また、福井について大きな宿駅府中は明治二年九月に武生と改称されている。明治三年改名とあるのは誤りである。武生は福井藩士の筆頭二万石本多家の邑地であつたが、明治二年十一月の藩制改革で藩の直轄地となつている。

さて、福井藩は江戸時代を通じ、越前一國の津留・口留の権限を掌握するとともに、北陸道の管理にも当り、同国内の諸藩に優越する立場にあつた。口留番所の主要なものには御関所と称し、板取・細呂木・二ツ屋(小浜藩との境)の三ヶ所にあつた。南条郡の板取・二ツ屋両関は御城代の支配で城代組の足輕二名が常駐していた。坂井郡の細呂木御関所は金津奉行の支配で金津郡代組の足輕二名が詰っていた。関所、口留番所が廃止されたのは明治二年三月のことであつた。

十、(岡野)村鑑

『明治三年閏十月 村鑑言上帳

今立郡岡野村

免一ツ九分六厘四毛

一高二百十九石一升六合

此田方七町三反一畝十五步

畑方二町二反三步

但 北中村境

南田所村境

家数四十二軒

内高持十四軒 雜家二十八軒

人数合百九十三人

内男九十三人 女九十六人

□ニ 男ハわらじ 女ハ木綿織

用水字常楽川 新出村上河端村下河

組合 端村田所村岡野村

要水字中村

一往來道幅三間 長二百二十七軒

内百五軒 五間町立会

〃二十六間 中村立会

但南へ田所村境 北へ中村境

一宮一ツ所 但神躰木像

一妙法寺

法花宗

一正瑞寺

禪宗

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

一長久寺

天台宗

右之通り相改候処相違無御座候 以上

明治三年閏十月

岡野村 村長五平

岡野村(旧称嶋村)の村高については「四、岡野村の年貢」の項で述べたので省略し、ここでは戸口について「越前国今立郡嶋村鑑」(元禄8)、「越前国今立郡岡野村指出明細帳」(文化8)を参照しながらその概要を述べる。

元禄八年(一六九五)の岡野村の戸口は家数四十二軒(内十五軒本百姓)、人数百八十八人(内男八十九人)であり、文化八年(一八一)は家数四十七軒(内十四軒本百姓)、人数百七十八人(内男九十一人)である。上記のものと明治三年のものを比較しても、文化八年に女性が減少しているほかはさして変化は認められない。岡野村は村高に比して戸口が多いが、これについては文化八年の村明細帳に「御免地之上居住仕候故御高石数とは家数人数と過分ニ御座候」と説明されている。明治初年の岡野村に十二軒の商工業者がいたことは先きに述べたが、元禄八年の村鑑にも麴屋一軒、

桶屋一軒、馬勞一軒が記されている。

十一、(岡野)村民

『明治四未七月家事名札相打申候 是

大政官へ被仰渡候事

- 〇伍長 田中円次郎 第二番田中吉左衛門
- 第一番 酒井重兵衛 第四番田中清七 第五番妙法寺 第六番田中吉兵衛 第七番竹内惣七
- 〇伍長 畑彦兵衛 第九番竹内嘉衛門
- 第八番 山森善兵衛 第十番 山森次郎兵衛
- 第十二番 山森次助 第十三番 山田喜兵衛 第十四番 山森次郎七
- 〇伍長 吉村甚助 第十六番 吉村いゑ
- 〇伍長 酒井新左衛門 第十八番 正瑞寺 第十九番 長久寺
- 第二十番 山森四郎兵衛
- 〇代 山森助三郎 第二十二番 酒井重衛門 第二十三番 福嶋弥次兵衛 第二十四番 山森助右衛門 第二十五番 田畑五右衛門
- 〇伍長 酒井定右衛門
- 〇伍長 酒井与助 第二十八番 吉田次右衛門 第二十九番 永田仁右衛門
- 第三十番 上杉次兵衛 第三十一番 有賀仁作 第三十二番 有賀源助 第三十三番 有賀与三兵衛 第三十四番 落合吉十郎 第三十

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

五番田賀五太夫 ○伍長 第三十六番 田賀五左衛門
庄屋 第三十七番 関口五兵衛 第三十八番 関口与
市 第三十九番 嶋野吉助 第四十番 山森伝
兵衛 長百姓 第四十一番 力野四郎左衛門 第四十二
番 酒井権助 ○伍長 山森助左衛門 第四
十四番 山森久助 第四十五番 力野藤四郎
○伍長 山森七右衛門 第四十七番 嶋野仁
兵衛 第四十八番 山森丹宮

今立郡第一区内

岡野村第一番地

伍長 田中円次郎

明治四年末七月

右之通り家事ニ名札相打申候 』

戸籍法（明治四年四月）の公布にもとずき同年七月より戸別に家札を掲げることとなった。本文に「大政官が被仰渡候事」とあるのはこの戸籍法をさすものであろう。当時の福井県布令によると「一、村々番号打方社寺并高持雑共家並ニ番号可致事」とある。岡野村においても番号順に家が並ん

でいたものと思われる。明治三年の村鑑、明治四年の戸籍改とこの家札番号を比較すると雑家（水呑）の家数に数軒の相違があるが、ここではその詮索はしないことにする。

これらの農民の生活状況をしるために明治四年二月の「戸籍御改書上帳」をもとに第三表の村民一覽表を作成してみた。

明治三年九月庶民の氏称が許されたため（福井藩民政察の許可は十一月）岡野村民も明治四年の戸籍改より苗字を用いているが、この一覽表では故意に苗字を削除している。関係者の迷惑を恐れたからである。また、山森記録に「庄屋関口五兵衛、長百姓力野四郎左衛門、伍長堀井定右衛門、田賀五太夫……」とあるものが一覽表では「五四郎三郎、九平、五三郎」となっている。

平、これは明治二年に「左衛門、右衛門、兵衛、太夫右之唱名前の中ニ相用居ものは早々相改候様……」と布令が出されたからである。岡野村でも明治三年正月の戸籍改に添書して「此帳が大政官が右衛門左衛門兵衛太夫右四品名御とめ有改名被仰付候ニ付二十六軒名如此」とあり、二十六名が改名で届けている。翌四年二月の戸籍改で

も同様である。しかし、本文にもある通り明治四年七月の時点では旧名に復している。他村の場合をみても同じであるから、明治四年中に禁令は解かれたものと思われる。

さて、第三表によって一、二気付いた点を述べてみたい。まず、村方三役といわれる村役人は高持百姓の中から互選されている。また、農業以外の職業をみると、酒屋は最も富有な農民の家業となっており、米屋も高持百姓によって経営されている。小商人が無高の水呑層から生まれていることにも注目してよいであろう。なお、村中最高の富農で酒屋を営んでいる畑彦次郎の村内における持高は二十三石で、残り十七石余は丹生郡八俣・城有両村に作出している。

家族構成についても高持百姓は下女も含めて平均五・八人であるのに対し無高の水呑は平均三・五人の家族数でその差が著しい。

* 「本朝政府并福井県布令」
** 「御用日記留」（明治二）

村民一覽表 (第3表)

1) 高持・医師・僧侶

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

戸番	戸主名	年令	持高	職業	家族数 (下女)	村役人の経歴
6	吉平	39	18石1升		5(1)	
1	円次郎	57	15石1斗1升		7	明元 庄屋、明3 長百姓
27	与助	36	11石5斗	米屋	6(1)	
43	左門五郎	48	12石1斗		6	
46	七三郎	38	2石		4	
21	助三郎	46	20石9斗		6	明4 惣代
17	新三郎	37	15石	瓦屋	6(1)	明2 惣代
41	四郎三郎	47	5石		7	明3 庄屋、明4 長百姓
26	九平	42	9石3斗4升		6	明3 惣代
37	五平	37	32石5斗6升		4(1)	明2 長百姓 明3 村長、明4 庄屋
38	与三郎	31	明3 五平より 分家、持高不明		3(1)	
36	五郎助	35	37石3斗	酒屋	6	
8	彦次郎	27	40石7斗	酒屋	5(1)	明2 庄屋
7	惣七	51	16石5斗	米屋(?)	5	
48	山森丹宮	25		医者	5	
19	真住	27		僧(長久寺)	1	
18	全牛	56		僧(正瑞寺)	1	
5	日通	43		僧(妙法寺)	1	

(註1) 村役人の経歴は明治元年以後のものであり、「切支丹宗門改帳」(明治2)、「戸籍改帳」(明治3~4)による。

(註2) 村民の持高は「切支丹宗門改帳」(明2)による。

2) 水呑(無高百姓)

戸番	戸主名	年令	家族	備考	戸番	戸主名	年令	家族	備考
35	五三郎	67	4	小商人	28	次郎八	54	7	
40	伝平	46	5		30	次平	24	3	
14	次郎七	49	3		34	吉十郎	54	6	糶屋
2	吉三郎	54	5		45	藤四郎	56	3	小商、カベ屋
4	清七	28	2		39	吉助	58	5	
47	仁平	27	3		23	弥次平	47	5	小商
10	善平	19	3		32	源助	42	4	
20	四郎平	37	3		31	仁作	15	2	明治3 源助より分家
44	久助	51	3		33	与三平	26	3	
16	次郎平	57	2		15	甚助	31	5	
22	十次郎	35	3		13	きの	61	2	喜兵衛後家
3	やす	44	3	十兵衛後家 豆腐屋	25	五十郎	53 ^カ	2	
42	権助	22	4		9	くま	35	5	嘉右衛門後家
29	仁三郎	45	4	小商人	不明	幸太郎	11	1	

村民一覽(1)(2)の作成に当ってその配列及び戸主年令、家族数は「戸籍御改書上帳」(明治4)により、職業については「鳥羽野新町難儀由緒書付帳」(明治4)によった。

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

十二、徴兵

『(明治四年一月)土農工商之差別なく志願之者ハ雛形之通り相認来ル二月十二日ハ十五日迄之内朝五ツ時ハ八ツ時迄ニ堂形調練場^五当人罷出候様之事

但身ノ丈^五踵迄五尺三寸以上之事
年二十才^六三十才迄

未正月十日 軍務寮幹事

何郡何村
何某
年何才
主人又ハ嫡子次男

寸 八
寸 六

明治三年十一月太政官より志願兵の募集が府藩県に達せられた。各藩の士卒によって編成されている常備兵が当該地区の守備兵であるのに対し、新規に全国から徴募された兵士は大坂出張兵部省の所屬である。徴兵人員は一万石に五人ずつで、その資格は徴兵規則第一条によると「兵卒年令二十ヨリ三十ヲ限り身材強幹筋骨壯建長^五五尺以上ニシテ兵役ニ堪^ニキ者撰^スキ事」とありその検査は地方官庁に委されていた。

本文に堂形調練場とあるのは福井城下の練兵場(現在福井市中央町一丁目、城之橋踏切附近)である。

職業軍人である藩兵のほかに庶民から募兵を行ったことは画期的なことであり、これが旧来の武士団を解体する準備作業となり、明治五年十一月の徴兵詔書・徴兵告諭の発布にいたる布石となったことは容易に想像できる。

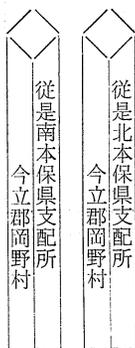
*「御触書写」

十三、本保県

『明治四年未三月二十七日
本保村県御支配所ト相成申候 此日福井藩御支配所ト御領所ト御引渡シ相すみ申候

同四月二日岡野村^五本保村県御支配所ト相成申候御触御廻状来申候 此日より福井御支配相はなれ申候

二本共村はなに相立申候



右之通明治四年未四月相立申候

明治三年十二月太政官より福井藩に対し本保県を新設し、福井藩御領所を本保県の管轄とするという達があった。そして翌四年一月足羽郡をのぞく越前国七郡の内と白山麓計十一万九千八百余石が本保県の支配区域として確定し、同月大垣藩大参事小原忠寛が本保県権知事に任命された。しかし小原権知事は三月に免官となり同県大参事熊谷直光がその長を代行した。

本保県の支配地で一萬石以上の郡は坂井・丹生・大野・今立の四郡で、ことに坂井郡(四万八千石)丹生郡(三万二千石)に集中していた。

明治四年四月、岡野村の南北村境に立っていた「従是北(又は南)福井藩御領所」の榜示杭がぬかれ、同村は再び福井藩の支配をはなれることになった。支配者の交代毎に榜示杭のさしかえが行われたのは岡野村が福井藩領の村々に囲まれていた特殊事情によるものであろう。

さて、本保県は短命に終り、明治四年十一月に廃県となり、新設の福井県(後足羽県と改称)に吸収された。

十四、廃藩置県と県の統廃合

『明治四年末四月福井藩鯖江藩丸岡藩大野藩勝山藩被廢止候事 是る福井県鯖江県丸岡県大野県勝山県と相成申候

○明治四年末十一月鯖江県丸岡県大野県勝山県右四ヶ所被廢止候事

○明治四年末十一月敦賀津ニ而敦賀県と相成申候 是、敦賀郡南条郡今立郡右三郡敦賀郡（県カ）ニ而御支配被成候事

○明治四年末十一月福井県と相成申候 是、丹生郡坂井郡大野郡足羽郡吉田郡右五郡之分福井県ニ而御支配被成候事

○明治四年辛未十二月敦賀県鯖江ニ而出張所ト相成候事 尤南条郡今立郡鯖江出張所ニ而御支配被成候事

○明治四年辛未十二月二十日福井県其県足羽県ト称改相成候事 大政官 是、明治五年申正月二日御はり出有之候事

○明治五年申二月二十四日足羽県御役人來

ル今立郡足羽郡丹生郡江尻町村役人立会ニ而境改候事

同二十五日境杭相立申候 是、足羽県境杭ニ而申候

明治四年辛未十二月
從是北足羽県支配所

右之通り今立郡ト足羽郡ト之境ニ明治五年申二月二十五日江尻町村役人立会ニ而相立申候

○明治五年申三月十日十二日十三日の間ニ鯖江出張所相すたり申候 尤敦賀県出張所ト申候

明治四年四月に諸藩が廢されたところのは誤りで、廃藩置県の詔書が發布されたのは同年七月十四日のことであつた。同月知藩事は免官となり、藩は県となつた。幕藩体制成立以來二百七十年間支配者の地位にあつた諸侯をその座から退けた一片の辞令は次のようなものであつた。

免本官

辛未七月

太政官*

福井藩 知事松平茂昭

舟沢 一農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

ところで、明治四年十一月全国諸県の統廃合が行われ三府七十二県の郡県制が定められたが、北陸道並びに飛騨・信濃・甲斐諸国の諸県が廢止され、新設の県がおかれたのは、同月二十日のことであつた。若越二国については次の通りである。

敦賀県 若狭国一円、越前国今立・南条・敦賀三郡二十三万石
福井県 越前国吉田・足羽・丹生・坂井・大野五郡五十四万石

但し福井県は同年十二月二十日足羽県と改称した。

新発足の県には「県治職制」により庶務・聴訟・租税・出納の四課と令・参事（以上奏任）・典事・大少属・史生・県掌（以上判任）の官員がおかれた。官員の定数は二十万石を基準として令・参事各一名、判任官三十名で、以上四十万石迄は万石に一名増、四十一万石以上は万石に五分増となつてゐた。従つて足羽県の定員は五十七人、敦賀県は三十五人となる。足羽・敦賀両県とも令は欠官で福井藩大参事村田氏寿（通称己三郎）が福井県参事となり、本保県大参事熊谷直光が敦賀県参事となつた。

足羽県では郡県制に相応する行政組織と

舟沢 一 農民の記録よりみたる明治初年の改革とその村の状況

して郡長制を設けている。即ち明治五年一月郡中区分取締掛八名を任名し、内三名を郡長、五名を郡長副としている。郡長・郡

それるので割愛せざるを得なかった。他日紹介したいと考えている。
なお、本稿の執筆に当り一々明示しなかったが、松平文庫の多くの史料を参考にしたこと付記しておきたい。
(県立図書館)

(第4表) 足羽県郡長一覧

長・副	氏名(住所)	長・副	氏名(住所)
郡長副	竜田半十郎 (吉田郡船橋村)	郡長	河野治郎右衛門 (丹生郡本保村)
郡長	広瀬与三右衛門 (大野郡友兼村)	郡長副	渡部与四郎 (同笹谷郡)
郡長副	杉本弥三右衛門 (同木本領域郡)	郡長	坪田慎之丞 (大坂井郡大牧村)
郡長副	岩佐伝之進 (足羽郡上東郷村)	郡長副	山田 稔 (同一本田村)

さて、今立郡岡野村は敦賀県に編入されることになったが、岡野村の属する鳥羽新町は足羽・今立両郡にわたっていたため、足羽・敦賀両県に分割されることになった。

但松ニテモ杉ニテモ適宜之財木
右当二月中ヲ限リ早々可取建事

*** 「御触書写」
*** 「本朝政府并福井県御布令」

そのため足羽県に編入した江尻村の境に明治五年二月足羽県の勝示杭が建てられた。この勝示杭について足羽県から次のような布令が出されている。

山森助左衛門の「大政官御代由緒書付帳」の紹介を兼ねて明治初年の越前地方における諸改革と岡野村の村況を概観してみたがこの山森記録には御雇外国人の来福、僧学所の設置といった当時の興味ある事件も収録している。しかし、この小論の論旨から

「今般新県ニ付左之雛形之通一村限傍示可相建候事

従是(東西南北) 足羽県管轄所 何郡何区何村

五寸角土際ヨリ高サ一丈